資料４－５－１

第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画

第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画

船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

令和7年度（2025年度）～11年度（2029年度）

概要版

船橋市　令和7年（2025年）3月

計画策定の背景は？

第１章

計画策定の背景と趣旨

近年、こどもや子育て世帯の抱える課題は多様化しています。こうした中、社会情勢や国・県の動向を踏まえ、市民の新たなニーズを汲み取り、さらなる施策を総合的に推進するため、「船橋市子ども・子育て支援事業計画」、「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」及び「親子のしあわせ応援プロジェクト」を統合して「第 3 期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第 5 次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を策定します。

計画の概要

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国が定める基本指針に即して策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に規定する「市町村行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項に規定された「自立促進計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に規定された「市町村計画」としても位置づけられます。

計画期間は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間です。

子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条　市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第 8 条　市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

（自立促進計画）

第 12 条　都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

（都道府県計画等）

第 10 条第 2 項　市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

船橋市のこども・子育てを取り巻く状況は？

第２章

人口や出生などの状況

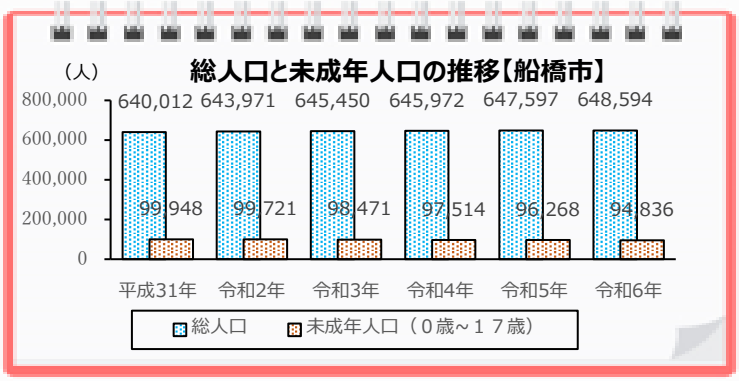

※資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

本市の人口は増加していますが、未成年人口（0～17 歳）は減少しています。

本市の合計特殊出生率は、平成 17 年（2005 年）の 1.20 から回復し、平成 27 年（2015 年）には 1.39 まで上昇しましたが、令和 5 年（2023 年）は 1.12 に低下しています。

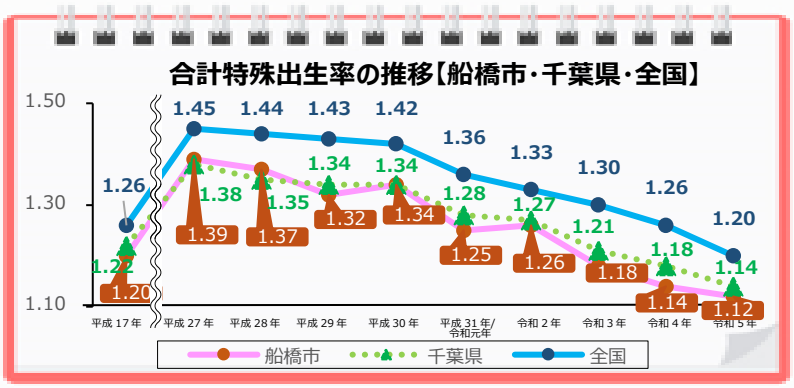

※資料：千葉県　合計特殊出生率の推移市町村別

就労や保育需要の状況

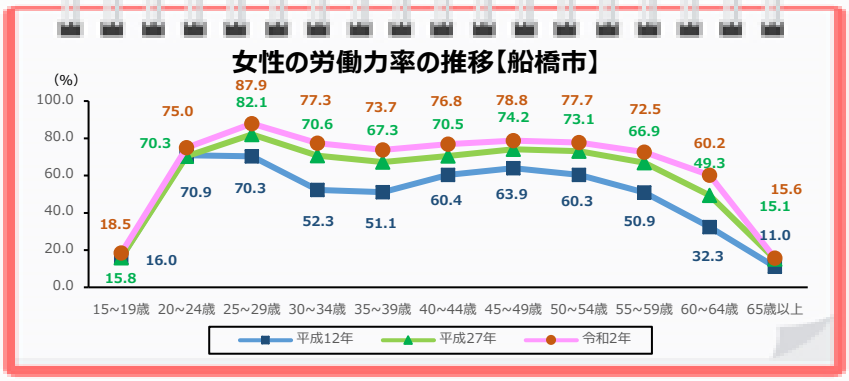

※資料：国勢調査

本市の女性の労働力率は、25 歳以上のいずれの年齢階級も上昇しています。

出産・子育て年齢である30歳代で一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M 字カーブ」は、カーブが緩やかになってきています。

就学前児童を持つ母親の就労状況は、平成 25 年度（2013 年度）、平成 30 年度（2018 年度）と令和 5 年度（2023 年度）を比較すると、就労している割合が増加しています。

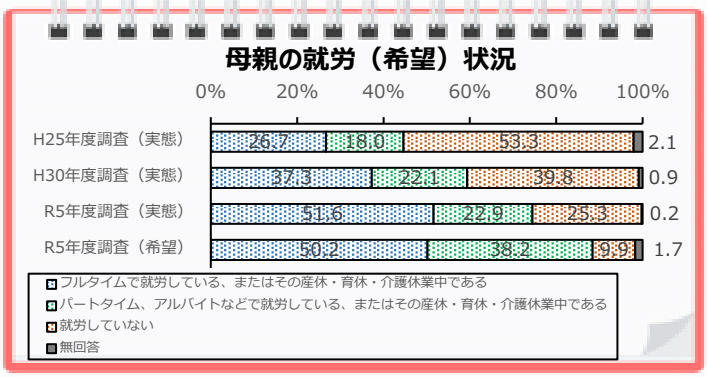

※資料：平成 25 年度・平成 30 年度・令和 5 年度　船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

計画では何を目指すの？

第３章

計画の基本理念

「こどもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして

地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深めて支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべてのこどもが心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。

基本方針と基本施策

基本理念に沿った３つの視点から「基本方針」を設定し、11 の「基本施策」及び横断的施策として「こどもの貧困対策」を推進します。

基本方針

1 こども

次代を担うこども一人ひとりが
夢と希望を持って、心豊かに
育つことのできるまちをめざします。

2 親・家庭

保護者一人ひとりが、
喜びや生きがいを感じながら、
子育てのできるまちをめざします。

3 地域・社会

地域や社会を構成する一人ひとりが、
こどもや子育て家庭への理解を深め、
お互いに支え合えるまちをめざします。

基本施策

① 乳幼児期の教育・保育の充実
② こどもの健全な育成の充実
③ 特別な配慮を要するこどもへの支援の充実
④ 母子保健の充実
⑤ 親子のふれあいの場づくり
⑥ 多様な子育て支援サービスの充実
⑦ ひとり親家庭等の自立支援の推進
⑧ 経済的支援の実施
⑨ 子育てを支援する地域社会づくり
⑩ 児童虐待防止対策の充実
⑪ 仕事と家庭の両立支援の推進

〈横断的施策〉こどもの貧困対策

計画で進めていく取り組み

第4章

基本施策１　乳幼児期の教育・保育の充実

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）によって、乳幼児期の教育・保育の提供体制を確保し、併せて地域の子育ての支援の充実を図り、こどもが健やかに育まれる環境づくりを推進します。

現状から考える課題

〇女性の就業率の上昇による保育需要の増加への対応
〇保育士の確保

取り組み

- 教育・保育施設等の整備促進
- 保育士の確保
- 教育・保育施設等の入所児童の処遇向上

など

基本施策２　こどもの健全な育成の充実

放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）や放課後子供教室事業（船っ子教室）等の充実により、こどもが安全で安心して活動することのできる居場所づくりを推進します。こどもの学び・進路の支援及び体験機会の充実などにより、こどもの健全な育成を図ります。また、こども自身が相談しやすい環境づくりを行っていきます。

現状から考える課題

〇放課後ルームの待機児童対策
〇こどもの体験機会の格差解消
〇家庭の経済状況による学習機会の格差対策

取り組み

- こどもの居場所づくり
- 学習機会・学習スペースの提供
- 体験機会の提供
- 悩みごと、困りごとを抱えるこどもへの支援

など

基本施策３　特別な配慮を要するこどもへの支援の充実

発達が気になるこどもや障害のあるこども等、特別な配慮を要するこどもが身近な地域で安心して生活できるように、関連サービスの充実を図ります。

現状から考える課題

〇こどもの発達に関する相談件数の増加への対応
〇特別な配慮を要するこどもを受け入れる体制の整備
〇地域における障害児支援の質の向上や、発達が気になるこどもやその家族への支援体制強化

取り組み

- 発達に関する相談体制の充実
- 障害児支援の提供体制の充実
- 特別な配慮を要するこどもへの一貫した支援

など

基本施策４　母子保健の充実

出産や育児の不安を抱える家庭が、安心してこどもを産み育て、こどもを健やかに育てることができるよう、妊娠・出産期から子育て期に至るまで切れ目ない支援を行います。

現状から考える課題

〇出産や育児に伴う不安や負担の早期発見と支援
〇支援が必要な親子について、里帰り先の自治体や医療機関などとの情報共有・連携体制の整備
〇家庭の経済状況による健康格差対策

取り組み

- 妊産婦の健康診査の推進
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の推進
- 乳幼児等の健康診査等の推進

など

基本施策５　親子のふれあいの場づくり

子育て関連施設や、こどもの遊ぶ公園などは、親子のふれあいの場になっています。子育て中の親子が気軽に集え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点の充実を図るとともに、地域の子育ての支援を推進します。

現状から考える課題

〇子育て支援センター、児童ホームの周知
〇困窮層では、親子のかかわりを持つことが少ない傾向にあり、保護者の心理的ストレスも高い傾向にある

取り組み

- 地域子育て支援拠点機能の充実
- 親子のかかわり促進のための支援

基本施策６　多様な子育て支援サービスの充実

保護者の子育ての負担を軽減するため、延長保育、一時預かり、病児保育、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）等の多様な子育て支援サービスや、子育ての相談体制、様々な媒体を通じた情報提供等の充実を図り、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

現状から考える課題

〇保護者の育児の負担や育児疲れ等による心理的・身体的負担を軽減するための支援
〇保護者が事業を活用しやすくなるための周知
〇より効果的な周知方法の検討

取り組み

- 多様な子育て支援サービスの充実
- 利用者支援事業の充実
- 相談体制の整備・充実

など

基本施策７　ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の多くは、子育てと生計の確保という 2 つの役割を一人で担っており、子育ての悩み、生活や就学費用、住まい、就業等、多くの課題を抱えています。ひとり親家庭等の支援に関しては、5 つの重点施策を設定し、各施策の推進を図ります。

現状から考える課題

〇幅広い課題に対するきめ細かい対応
〇養育費の取得・親子交流の実施につながる支援
〇自立促進のため、就業支援や経済的支援等の実施

取り組み

- 相談機能の強化・情報提供の充実
- 子育て・生活支援の充実
- 就業支援の強化
- 養育費確保等の推進
- 経済的支援の推進

基本施策８　経済的支援の実施

児童手当をはじめとした各種手当の支給や医療費の助成等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、経済的支援を実施します。

現状から考える課題

〇申請に係る情報提供や周知
〇子育てに伴う経済的負担の軽減
〇就労できていない方への支援

取り組み

- 経済的自立への支援
- 低所得者への経済的支援の実施（情報提供と周知の徹底）
- 住宅の確保支援

など

基本施策９　子育てを支援する地域社会づくり

地域社会とのかかわりの中で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、こどもを健やかに育むことができるよう、地域における子育て支援活動を推進します。

現状から考える課題

〇社会における子育て家庭の状況に対する理解の促進

取り組み

- 関係機関の連携強化
- 子育て支援ネットワークの構築
- 地域交流による次世代育成の推進

基本施策 10　児童虐待防止対策の充実

妊産婦、子育て家庭、こどもへの寄り添い伴走型支援により、児童虐待の発生予防や再発防止に努めるとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、きめ細やかで切れ目のない一貫した支援を行うことにより、こどもたちの安全で安心な生活を守ります。

現状から考える課題

〇職員の体制強化や様々な関係機関との連携
〇通告窓口の二元化
〇子育ての不安や悩みを相談できる相手が身近にいないと感じている方への支援

取り組み

- 児童虐待の発生予防策の充実
- 児童虐待相談体制の充実
- 児童虐待防止啓発事業の実施

など

基本施策 11　仕事と家庭の両立支援の推進

仕事をしながら、家庭において子育てを両立するために、企業による取り組みの充実や職場における理解と協力が重要です。そのため、企業及び市民に対して仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発や、実現のための各種法令・制度の周知等を行います。

現状から考える課題

〇父親の育児休業取得率
〇仕事と子育ての両立支援にかかる企業の取り組み

取り組み

- 男女共同参画の推進
- ワーク・ライフ・バランス実現のための啓発

横断的施策　こどもの貧困対策

全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、教育機会の均等が保障され、一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に向けて、こどもの貧困対策を総合的に推進します。

こどもの貧困対策推進のための重要な視点

1. 教育の支援
2. 生活の安定に資するための支援
3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
4. 経済的支援
5. 社会の理解・つながりの強化

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

「量の見込み」と「確保方策」

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進に向けて、「量の見込み」と「確保方策」を「教育・保育提供区域」ごとに推計し、具体的な目標として定めるものです。

『量の見込み』とは？

これまでの利用状況、利用希望等を踏まえて算出した需要量の見込み

『確保方策』とは？

量の見込みに対応する今後の提供体制の確保の内容と実施時期の見込み

教育・保育給付のための認定区分

保育所等の利用を希望する場合、「教育・保育給付認定」の申請が必要となります。
「教育・保育給付認定」は、「こどもの年齢」と「保育の必要性の有無」によって区分されます。

教育・保育

１号認定

保育の必要性がない
3～5 歳のこども

利用可能施設

〇幼稚園（新制度移行）
〇認定こども園

２号認定

保育の必要性がある
3～5 歳のこども

利用可能施設

〇保育所
〇認定こども園

３号認定

保育の必要性がある
0～2 歳のこども

利用可能施設

〇保育所　〇認定こども園
〇地域型保育事業

教育・保育

教育・保育給付のための認定区分ごとに、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業等）などによって、乳幼児期の教育・保育を提供します。

単位：人

第２期計画　実績			R2(2020)年度	R6(2024)年度
0歳	児童数		4,672	4,057
	3号（0歳）	需要数	875	773
		利用率	**18.7%**	**19.1%**
		確保数	1,336	1,301
1・2歳	児童数		10,044	8,573
	3号（1・2歳）	需要数	5,120	5,212
		利用率	**51.0%**	**60.8%**
		確保数	4,926	5,121
3～5歳	児童数		16,288	14,310
	2号	需要数	7,199	7,441
		利用率	**44.2%**	**52.0%**
		確保数	7,964	8,011
	1号※	需要数	8,554	6,513
		利用率	**52.5%**	**45.5%**
		確保数	12,201	11,657

第３期計画　推計			R7(2025)年度	R11(2029)年度
0歳	推計児童数		4,026	3,969
	3号（0歳）	量の見込み	785	845
		利用率	**19.5%**	**21.3%**
		確保方策	1,319	1,379
1・2歳	推計児童数		8,229	8,015
	3号（1・2歳）	量の見込み	5,136	5,555
		利用率	**62.4%**	**69.3%**
		確保方策	5,245	5,675
3～5歳	推計児童数		13,776	12,233
	2号	量の見込み	7,397	7,339
		利用率	**53.7%**	**60.0%**
		確保方策	8,083	8,227
	1号※	量の見込み	6,033	4,587
		利用率	**43.8%**	**37.5%**
		確保方策	11,657	11,657

※新制度未移行の幼稚園を含む

地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う事業です。

事業		事業の内容	現状値（実績年度）	R11(2029)年度	
				量の見込み	確保方策
① 利用者支援事業		（基本型・特定型・こども家庭センター型） 地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	4 か所 （R5）	5 か所	5 か所
		（地域子育て相談機関） 既存施設を活用した地域子育て相談機関の実施を推進する。	―	24 か所	24 か所
② 延長保育事業		教育・保育施設及び地域型保育事業において、認定された保育利用時間を超えて保育を必要とするこどもに、引き続き保育を実施する。	6,912 人 （R5）	6,886 人	6,886 人
③ 放課後児童健全育成事業 （放課後ルーム）		保護者が就労等により、放課後、家庭でこどもだけになってしまう小学生に、遊びと生活の場を用意し、心身の健全な育成を図る。	6,167 人 （R6）	6,366 人	6,920 人
④ 子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）		保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難となった児童について、一定期間、養育・保護を行う。	528 人 （R5）	481 人	需要の多い休日や社会情勢に応じた柔軟な利用枠の確保
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）		原則生後 60 日までの乳児がいる全家庭に妊産婦・新生児訪問指導員等が訪問し、不安や悩みの相談を受けるとともに、子育て支援情報の提供等を行う。	4,039 人 （R5）	3,969 人	妊産婦・新生児訪問指導員等により全戸訪問する体制を確保する
⑥ 養育支援訪問事業		養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。	40 人 （R5）	35 人	訪問員（助産師等）を派遣する
⑦ 地域子育て支援拠点事業		子育て支援センターや児童ホームにおいて、遊びの場の提供や子育てのアドバイス、情報提供等を行う。	153,042 人 23 か所 （R5）	134,580 人	23 か所
⑧一時預かり事業	幼稚園型Ⅰ等、Ⅱの合計	保護者の私用等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園の在園児や乳幼児等について、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う。	213,272 人 （R5）	227,333 人	229,274 人
	幼稚園型以外の合計		25,954 人 （R5）	31,773 人	41,700 人

事業		事業の内容	現状値（実績年度）	R11(2029)年度	
				量の見込み	確保方策
⑨病児保育事業	病児・病後児対応型	病状の急変はないものの病気の回復期に至ってない場合や、病気の回復期にある場合に、一時的にこどもを預かる。	1,968 人（R5）	2,077 人	6,867 人
	体調不良児対応型	保育所等に在園する児童が保育中に発熱等による体調不良になった場合、隔離された専用のスペースにおいて看護師が保育する。	―	10,700 人	10,700 人
⑩ ファミリー・サポート・センター事業（就学児）		「子育てのお手伝いをしてほしい人（利用会員）」と、「子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）」が会員となり、地域での会員相互の援助活動を行う。	2,774 人（R5）	2,733 人	2,733 人
⑪ 妊婦健康診査事業		妊婦の健康の保持増進を図り、安心・安全な出産ができるよう、必要に応じた医学的検査や保健指導を実施する。	受診票交付者数 4,351 人 健康診査回数 51,736 回（R５）	受診票交付者数 3,894 人 健康診査回数 47,117 回	医療機関及び助産所に委託し実施する体制を確保
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		保護者が負担する日用品費、文房具費、行事への参加に要する費用等を保護者の世帯所得の状況等を勘案して助成する。			
⑬ 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業		多様な事業者の新規参入を促進するため、新規参入事業者に対し、事業開始前後における事業運営等に関する相談・助言など支援を行う。			
⑭ 子育て世帯訪問支援事業		支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、情報の提供や家事・養育に係る援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育実施を確保する。	―	21 人	訪問員（ヘルパー等）を派遣する
⑮ 児童育成支援拠点事業		養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、進路相談、食事の提供等を行うとともに、児童とその家族の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うことで、虐待を防止し、児童の最善の利益を保障し、健全な育成を図る。			
⑯ 親子関係形成支援事業		児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言など必要な支援を行う。	―	27 人	27 人
⑰ 産後ケア事業		産後、育児支援を必要とする方に対し、産後ケア事業（宿泊型・通所型・訪問型）を行う。	―	1,853 人日	1,853 人日
⑱ 妊婦等包括相談支援事業		妊婦・その配偶者などに対して面談等により情報提供や伴走型相談支援を行う。	―	8,456 回	8,456 回
⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		普段保育所等に通っていない 0 歳 6 か月～満 3 歳未満のこどもを対象に、要件を問わず保育所等への通園を可能とし、こどもの成長発達の促進、保護者の育児不安の解消などを図る。	―	0 歳児：40 人日 1 歳児：44 人日 2 歳児：35 人日	0 歳児：40 人日 1 歳児：44 人日 2 歳児：35 人日

計画の推進にあたって

第６章

各基本施策の取り組み及び確保方策については、毎年度、進捗状況の点検・評価を行い、その内容を「船橋市子ども・子育て会議」に報告し、公表します。

『子ども・子育て会議』とは？

本市では、「船橋市子ども・子育て会議」を条例により設置し、子ども・子育て支援事業計画等について意見聴取を行っています。委員は、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者、市民委員等により構成されています。

計画の本編は、市のホームページに掲載しています

第３期船橋市子ども・子育て支援事業計画
第５次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画
船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
概要版

〒273-8501　船橋市湊町 2-10-25
船橋市　健康福祉局　こども家庭部　こども政策課
電話：047-436-2796　　FAX：047-436-2797